

在校生の皆様へ

大原法律公務員&スポーツ専門学校大阪校

緊急事態宣言の再発令に伴う授業体制について

大原学園では、関西3府県での緊急事態宣言の発出を受けて、1月14日(木)より、「通常の授業体制」から「短縮・分散登校の体制」へ移行いたします。

※コースや学校によって異なる場合がありますので、詳細は、各担当より授業内にてご説明いたします。

今後、感染状況によっては、授業体制をさらに変更する可能性があります。変更等があれば、大原ポータルサイト(またはHP)を通じて連絡いたしますので、定期的に確認をお願いいたします。

●**学生生活の注意事項**

- ①健康観察(検温の実施等)を行い、発熱や倦怠感などの症状がある場合には、学校に連絡の上、登校を控えてください。
- ②登下校時および校内では、必ずマスクの着用をお願いいたします。
- ③アルコールなどによる手指消毒にご協力をください。
- ④登下校時には寄り道などせず、可能な限り3密を避けた行動を心掛けてください。
- ⑤医療機関から新型コロナウイルス感染症と診断(疑い含む)された場合は、速やかに学校へ連絡してください。
- ⑥20時以降の不要不急の外出を避け、自粛するようにご協力をお願いいたします。

今後も感染症に関する状況に注視しながら、政府・自治体の方針や行動計画に基づき、必要な対応を実施して参ります。

以上